

地方独立行政法人市立秋田総合病院の中期目標に係る業務の実績に関する評価基準

平成26年11月21日  
地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条の規定および地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務実績に係る評価基本方針（平成26年11月21日地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会決定（以下「評価基本方針」という。））に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「法人」という。）における中期目標に係る業務の実績に関して行う評価については、以下の基準による。

## 1 評価の趣旨

中期目標期間終了後において、中期目標に掲げた各項目の達成状況の調査・分析結果を踏まえ、事業の実施状況および法人のマネジメントの観点から、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。

## 2 評価の実施

法人の評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。

### (1) 項目別評価

#### ア 法人による自己評価

法人は、様式2「地方独立行政法人市立秋田総合病院第〇期中期目標期間業務実績評価書」の「項目別評価実施状況」に基づき、中期計画の最小単位の項目（以下「小項目」という。）ごとに自己評価を行い、法人の活動全体について、業務の実施状況、財務状況、特色ある取組等の特記事項などを付して業務実績調書として提出する。

なお、自己評価の際には、以下の5段階の区分により、その判断理由を付して進捗状況を評価する。

#### 【評価基準】

V：中期計画を大幅に上回って実施している。

（達成度が120%以上で顕著な実績と認められるもの）

IV：中期計画を計画どおり実施している。

（達成度が100%以上と認められるもの）

III：中期計画を概ね実施している。

(達成度が 80 %以上 100 %未満と認められるもの)

II : 中期計画を十分には実施していない。

(達成度が 80 %未満と認められるもの)

I : 中期計画を実施していない。

(中期計画が未実施と認められるもの)

※定量的な指標がない項目については、上記基準に準じて評価するものとする。

#### イ 評価委員会による評価

評価委員会は、法人が行った自己評価の妥当性を検証し、法人と評価が異なる場合には、その理由等を示す。

こうしたことを踏まえ、中期目標に掲げた各項目の達成状況について、各事業年度実績、法人による自己評価等を総合的に確認し、中期目標の次の大項目ごとに、以下の 5 段階の区分により達成状況を評価する。

#### 【評価項目：中期目標大項目】

- ① 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（良質で安全な医療の提供）
- ② 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（医療に関する調査および研究）
- ③ 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（人材の確保と育成）
- ④ 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（地域医療への貢献）
- ⑤ 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（災害時の体制強化）
- ⑥ 業務運営の改善および効率化に関する事項
- ⑦ 財務内容の改善に関する事項
- ⑧ その他業務運営に関する重要事項

#### 【評価基準】

S : 特に優れた実績を上げている。

(評価委員会が特に認める場合)

A : 中期目標を達成している。

(評価委員会の小項目別評価が全て V 又は IV)

B : 中期目標を概ね達成している。

(評価委員会の小項目別評価で I の項目がなく、III 以上の割合が 9割以上)

C：中期目標を十分には達成できていない。

（B評価となるものを除き、評価委員会の小項目別評価でI又はIIの項目がある。）

D：業務の大幅な改善が必要である。

（評価委員会が特に認める場合）

※上記の評価基準は目安であり、社会情勢等の変化による遅れや、小項目ごとの重要性を考慮して、評価委員会で決定する。

なお、法人の取り組みを社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、特筆すべき事項を付す。

## (2) 全体評価

全体評価は、項目別評価の結果を踏まえ、業務の達成状況、財務状況および法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

また、必要に応じて組織および業務運営に係る改善を要する事項等を付す。

なお、評価は、法人を取り巻く諸事情の変化も勘案して実施する。

## 3 その他

本基準は、必要に応じ、評価委員会の協議により見直すことができるものとする。